

静岡市規則第21号

静岡市博物館条例施行規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市博物館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市博物館条例（平成15年静岡市条例第275号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧の手続)

第2条 市長は、静岡市立登呂博物館及び静岡市立芹沢銈介美術館（以下これらを「登呂博物館等」という。）において展示している博物館資料（条例第3条第3項第1号の博物館資料をいう。以下同じ。）を観覧しようとする者が条例第6条第1項の規定により観覧料を納付したときは、当該納付した者に普通観覧券（様式第1号）を交付するものとする。

2 市長は、登呂博物館等において展示している博物館資料を観覧しようとする団体の代表者が条例第6条第1項の規定により観覧料を納付したときは、当該納付した代表者に団体観覧券（様式第2号）を交付するものとする。

3 条例第6条第2項第1号に規定する者は、登呂博物館等において展示している博物館資料を観覧しようとする場合は、その者が同号に規定する要件に該当する者であることを証明する書類を提示して博物館資料を観覧することができる。

4 条例第6条第2項第2号に規定する者は、登呂博物館等において展示している博物館資料を観覧しようとする場合は、その者が同号に規定する要件に該当する者であることを証明する書類を提示し、その他市長が認める手続をとることにより博物館資料を観覧することができる。

5 条例第6条第2項第3号に規定する者は、登呂博物館等において展示している博物館資料を観覧しようとする場合は、その者が同号に規定する要件に該当する者であることを口頭その他の方法により申し出て博物館資料を観覧することができる。

(観覧料の減額又は免除の手続)

第3条 条例第6条第4項の規定により、観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、観覧料減額・免除承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、観覧料減額・免除通知書（様式第4号）を交付する。

3 市長は、前2項に規定する手続により難い事情があると認めるときは、これらの規定にかかわらず、市長が別に定める減額又は免除の手続によることができる。

（特別観覧手続）

第4条 条例第8条第1項の規定により、博物館資料の特別観覧をしようとする者は、特別観覧許可申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 特別観覧の許可を受けた者が、寄託された博物館資料を模写し、撮影し、又は模写し、若しくは撮影したものを印刷物へ掲載し、若しくはこれを販売しようとするときは、寄託者の承諾書を添付しなければならない。

3 特別観覧の許可を受けた者には、特別観覧許可書（様式第6号）を交付する。

（遵守事項）

第5条 登呂博物館等の入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。

（2）博物館資料、器物及び施設を汚損しないこと。

（3）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をしないこと。

（4）前3号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

（資料の寄贈）

第6条 登呂博物館等に資料を寄贈しようとする者は、目録を添えて市長に申し出るものとする。

2 寄贈された資料には、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を表示するものとする。

（資料の寄託）

第7条 登呂博物館等に資料を寄託しようとする者は、博物館資料寄託申込書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による寄託を受けたときは、博物館資料受託証（様式第8号）を交付する。

3 受託物件は、特別の場合のほか、登呂博物館等所蔵のものと同一の取扱いをする。

（受託物件の返還）

第8条 受託物件は、博物館資料受託証と引換えに返還する。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、登呂博物館等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号その1（第2条関係）

（普通観覧券）

No. 普通観覧券 原符 観覧料$\yen$ 区分 一般 （高校生・大学生） （小学生・中学生） 静岡市立登呂博物館 〔静岡市立芹沢銈介美〕 術館	No. 普通観覧券 原符 観覧料$\yen$ 区分 一般 （高校生・大学生） （小学生・中学生） 静岡市立登呂博物館 〔静岡市立芹沢銈介美〕 術館	
--	--	--

（注）通常観覧及び料金別納観覧ごとに作成し、No. は、それぞれの区分ごとに通し番号とする。

様式第1号その2（第2条関係）

（回数観覧券）

登呂博物館回数観覧券

（芹沢銈介美術館回数観覧券）

一般／高校生・大学生／小学生・中学生

5枚綴観覧券 円

No.

《使用上の注意》

- 1 この観覧券で、一般／高校生・大学生／小学生・中学生1人観覧できます。
- 2 観覧しようとするとき係員に本券を提出してください。
- 3 この券は、特別展には使用できません。
- 4 この券は、払戻し又は通貨との交換はいたしません。
- 5 この券の汚損、紛失などによって生ずる損害に対しては補償いたしません。

静岡市立登呂博物館

（静岡市立芹沢銈介美術館）

登呂博物館回数観覧券

（芹沢銈介美術館回数観覧券）

一般

（高校生・大学生）

（小学生・中学生）

静岡市立登呂博物館

（静岡市立芹沢銈介美術館）

（注）No. は通し番号とする。

様式第 1 号その 3（第 2 条関係）

（共通観覧券）

No.	No.	
共通観覧券	共通観覧券	
原符	原符	
観覧料¥	観覧料¥	
区分	区分	
一般	一般	
（高校生・大学生）	（高校生・大学生）	
（小学生・中学生）	（小学生・中学生）	
静岡市立登呂博物館	静岡市立登呂博物館	
静岡市立芹沢銈介美	静岡市立芹沢銈介美	
術館	術館	
（共通）	（共通）	

（注）通常観覧及び料金別納観覧ごとに作成し、No. は、それぞれの区分ごとに通し番号とする。

様式第2号その1（第2条関係）

No.

年 月 日

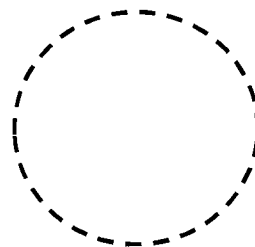
団 体 観 覧 券

観 覧 料		千			円
-------	--	---	--	--	---

内 訳	種別 区分	人 員	単 価	金 額
	一般	人	円	円
	高校生・大学生			
	小学生・中学生			
	計			

団 体 名	
所 在 地	
責任者氏名	

受領印



静岡市立登呂博物館
(静岡市立芹沢銈介美術館)

(注)

- 1 複写式とし、上片を原符とする。
- 2 通常観覧及び料金別納観覧ごとに作成し、No. は、それぞれの区分ごとに通し番号とする。

様式第2号その2（第2条関係）

No.

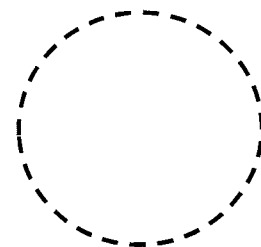
年 月 日

団 体 共 通 観 覧 券					
観 覧 料		千			円

内 訳	種別 区分	人 員	単 価	金 額
	一般	人	円	円
	高校生・大学生			
	小学生・中学生			
	計			

団 体 名	
所 在 地	
責任者氏名	

受領印



静岡市立登呂博物館
静岡市立芹沢銈介美術館
(共通)

(注)

- 1 複写式とし、上片を原符とする。
- 2 通常観覧及び料金別納観覧ごとに作成し、No. は、それぞれの区分ごとに通し番号とする。

様式第3号（第3条関係）

観覧料減額・免除承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 { 法人にあっては、その主
たる事務所の所在地 }

申請者 氏名 { 法人にあっては、その名
称及び代表者の氏名 }

電話

静岡市博物館条例第6条第4項の規定により、静岡市立登呂博物館
静岡市立芹沢銈介美術館 の観覧料の
減額 減額
免除 を受けたいので、次のとおり申請します。

観 覧 料	人 数		規 定 額	減 額	差 引 納 付 額
	一 般	人	円	円	円
	高校生・大学生				
	小学生・中学生				
	計				
観 覧 予 定 日		年 月 日			
減額 申請の理由 免除 備考					

様式第4号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長



観 覧 料 減 額 ・ 免 除 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった 静岡市立登呂博物館 の観覧料の 減額
静岡市立芹沢銈介美術館 免除
については、次のとおり 減額 したので通知します。
免除

観 覧 日		年 月 日			
観 覧 料	人 数	規 定 額	減 額	差 引 納 付 額	
	一 般	人	円	円	円
	高校生・大学生				
	小学生・中学生				
	計				
減額 免除 の条件					

様式第5号（第4条関係）

特 別 閲 覧 許 可 申 請 書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所 { 法人にあっては、その主
たる事務所の所在地 }

申請者 氏名 { 法人にあっては、その名
称及び代表者の氏名 }

電話

静岡市博物館条例第8条第1項の規定により、博物館資料の特別閲覧の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

閲 覧 期 日	年 月 日から 年 月 日まで
閲 覧 目 的	
閲 覧 場 所	
閲 覧 す る 博 物 館 資 料	1 静岡市立登呂博物館 2 静岡市立芹沢銑介美術館
閲 覧 の 方 法	
そ の 他	

様式第6号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長



特 別 閲 覧 許 可 書

年 月 日付けで申請のあった博物館資料の特別閲覧については、次のとおり許可します。

閲 覧 期 日	年 月 日から 年 月 日まで
閲 覧 目 的	
閲 覧 場 所	
閲 覧 す る 博 物 館 資 料	1 静岡市立登呂博物館 2 静岡市立芹沢銈介美術館
閲 覧 の 方 法	
そ の 他	

様式第7号（第7条関係）

博 物 館 資 料 寄 託 申 込 書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 { 法人にあっては、その主
たる事務所の所在地 }

申込者 氏名 { 法人にあっては、その名
称及び代表者の氏名 }

電話

静岡市博物館条例施行規則第7条第1項の規定により、静岡市立登呂博物館
静岡市立芹沢銈介美術館 に
資料を寄託したいので、次のとおり申し込みます。

寄 託 物 件	
寄 託 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
寄 託 理 由	
そ の 他 （寄託物件の 由緒等）	

様式第8号（第7条関係）

博 物 館 資 料 受 託 証

第 号
年 月 日

様

静岡市長



年 月 日付で申込みのあった資料の寄託については、次のとおり受託します。

受 託 物 件	
受 託 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
受託条件 1 受託物が、天災その他不可抗力により損傷し、又は滅失した場合は、市はその責めを負いません。 2 この受託物は、博物館所蔵の資料と同一の取扱いをいたします。	